

一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 4月 1日～令和 7年 3月31日までの 5年間
2. 内容

目標1：係長以上に占める女性労働者の割合を現在の11%から15%にする。

<対策>

- 令和 2年 4月～ 社員教育の計画を策定
- 令和 2年度～ 社員教育研修開始

目標2：男女の平均勤続年数を同等にする。

<対策>

- 令和 2年 4月～ 社員教育の計画を策定
- 令和 2年 4月～ 社員教育研修開始